

報告第22号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和5年度小松島市一般会計補正予算（第5号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月4日報告

小松島市長 中山俊雄

令和5年度小松島市一般会計補正予算（第5号）

令和5年度小松島市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18,740千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,622,476千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年8月18日 専決第10号

小松島市長 中山俊雄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 県 支 出 金		1,342,232	18,740	1,360,972
	3 県 委 託 金	86,465	18,740	105,205
歳 入 合 計		16,603,736	18,740	16,622,476

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		1,389,672	18,740	1,408,412
	4 選 挙 費	67,783	18,740	86,523
歳 出 合 計		16,603,736	18,740	16,622,476